# 芸術文化活動に助成します!

平成 29 年度前期募集案内 前期の募集は 4月1日から14日まで



秋田県芸術文化振興基金助成事業

秋田県では県民の芸術文化の振興を図るため、民間団体が行う芸術文化活動等に対して、秋田県芸術文化振興基金補助金(以下「補助金」)を助成します。

○平成29年4月1日から平成29年9月30日までの事業が対象です。

対象団体、事業についてはP1~2~

○補助申込額は40万円(ただし周年記念事業等については60万円)までです。

補助対象経費、補助金額についてはP3~4~

〇申込締切は平成29年4月14日(金)です。

申込から交付までの流れ、申込書の提出については $P5\sim14\sim$ 申込書は $P15\sim21$ にあります。

#### I 補助金交付の対象団体と事業

「芸術文化団体部門」(芸術文化活動支援事業)、「若者文化活動部門」(若者文化活動支援事業)及び「伝統芸能部門」(伝統芸能後継者支援事業)の三つの部門があります。

#### 〈全体共通事項〉

#### (1)補助金交付の対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

#### (2)補助金交付の対象となる団体

本県の文化振興に貢献することを主たる目的とする団体で、次の要件を満たす民間団体です。

- ① 県内に所在地若しくは活動の本拠を有すること、又は本県に係る文化事業を行うこと
- ② 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込があること
- ③ 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること
- ④ 会計経理が明確であること
- ⑤ 若者文化活動支援事業については、①から④のほか、代表者が40歳未満であり、構成員の9割が40歳未満の者が中心であること

#### (3) 補助金交付の対象とならない団体

- ① 専ら営利を目的とするとき
- ② 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき
- ③ 補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みがないとき
- ④ 平成29年度に県から当該事業に対する他の補助を受けているとき 〈国や市町村から補助金を受けている団体は、対象になります。〉
- ⑤ 一般社団法人秋田県芸術文化協会に加盟している市町村芸術文化団体

#### (4)補助金交付の対象となる事業

対象となる団体が自ら主催する、次のような事業です。

- ① 音楽、演劇、舞踊、文芸、美術等に係る流派を超えた展覧会・公演・鑑賞会・講演会、周年記念事業等の広く県民に向けた発表(公開)型事業
- ② 子どもや若者など若い年代を対象としたもの、またワークショップ等、団体の特色を生かした芸術文 化体験型あるいは後継者育成型事業 (P2下参照)
- ③ 国の内外の文化祭等への参加又は他分野との連携による、市町村の枠を超えた広域的な文化交流事業
- ④ 国指定、国選択、県指定または市町村指定無形民俗文化財等で後継者を育成するために行う研修や記録作成などの事業
- ⑤ その他芸術文化振興のため、特に必要と認める事業

#### (5) 補助金交付の対象とならない事業

- ① 学校教育関連の活動、企業宣伝活動、文化事業を専業とする営利団体の事業
- ② いわゆるカルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会
- ③ 寄付を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動
- ④ 補助金申込金額が10万円未満の事業(若者文化活動支援事業を除く。)
- ⑤ 同一団体または同一内容で3回助成を受けている事業(名称の異なる団体であっても、構成員が同一、もしくは同一とみなされる団体については交付対象としない。)
- (6) 前期に補助金の交付決定を受けた団体は、後期分の助成の申込はできません。
- (7) 明らかな理由がなく会計・事務処理が大幅に遅れ、交付事務処理に支障を来した団体においては、翌年 度以降の申込を受け付けないことがあります。

#### 〈審査のポイント〉

申込事業の中から、次のような特色ある事業を採択します。

- ① 補助金の活用により、本県の文化振興や後継者育成等につながることが期待できる
- ② 企画性に富み、高い芸術文化水準を有している
- ③ 集客範囲が限定されず、広く周知や公開されること
- ④ 文化資源を生かした地域の活性化に貢献する取組である

〈若者文化活動部門〉は次の点も含まれます。

- ⑤ 若者による自由で創造的な芸術文化活動として普及・発展が期待できる
  - ※ 「若者文化活動部門」に申込された場合、対象となる団体の要件を満たしていても、推進主体(団体の役員等)の9割が40歳未満でない場合は、「芸術文化団体部門」の対象団体として交付決定されることがあります。

#### Ⅱ 補助金交付の対象経費

〈 助成事業採択申込書の作成に当たっての留意点 〉

この補助金を活用することにより、例えば遠方からのゲストを招聘したり、大きな規模の会場でより多くの観客を動員したりすることなど、**団体の活動のよさが県民に広められ、県全体の文化振興につながる事業に助成**するものです。

周年記念事業においては、団体のこれまでの活動実績に対し、その文化的・歴史的価値が認められる部分に助成するものです。したがって、申込団体の構成員に対する謝金・旅費・通信費や団体運営に関わる経費など、本来団体でまかなうべき経費、また次のページ(P4)に挙げるものは補助対象外経費となりますので、ご注意ください。

入場料等収入については、入場料や広告料収入のほか、補助対象となる事業に対する市町村等からの補助金・企業からの協賛金・寄付金等を記入してください。

交付決定額が申込額どおりになるとは限らず、不採択の場合もあります。また、申請時と実績時の内容に大きな変動がある場合は、補助金の交付を取り消すこともあるほか、補助対象経費及び入場料等収入の実績金額に基づいて補助金額を再計算するため、当初交付決定額より最終の交付金額が減額になることがありますので、無理のない事業規模、自己財源の確保等に留意してください。

上記に留意し、次の「補助金交付の対象となる経費(補助対象経費)」を申請してください。

# 〈補助対象経費〉は、次のとおりです。

項	目	内訳
1.1-	演出・文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、各種助手料、台本料、訳 詞料等
人に かかわる 経費	謝礼	講師謝金、編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理員賃金、指揮料、演奏料、出演料等
社員	旅費	交通費(実費相当額(自家用車利用の場合は 1km につき 37 円で計算した額))
		、宿泊費(1泊につき11,800円を限度とし、食事代を除く。)、高速料金。
	設営費	会場設営・撤去費、展示工作費、(申請団体の構成員以外の)美術作品・楽器・ 道具運搬費、看板制作費等
開催会場にかかわる	舞台費	大道具・小道具費、衣装費(レンタル)、効果(照明・音響)費等
経費	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む。)等
	印刷費	プログラム
事業周知	こかかわる経費	印刷費 (ポスター・チラシ)、広告宣伝費 (事業周知に係るポスター等の送料は対象外)

美術・文芸・ 伝統芸能分野	図録・記念誌等、史料価値があり、公共施設等へ配付する印刷物の印刷費、郵送費を対象と します。
周年記念事業	県民への広報性を考慮し、記念誌、ポスター・チラシ等の印刷費、広告費、郵送費を対象と します。
リハーサル	公演日前3ヶ月以内のリハーサル(1回のみ)にかかわる経費(会場費・指導料・旅費等) も対象となります。

補助対象経費については、実績報告の際「領収証」が必ず必要です(自家用車の旅費を除く)。

# 〈補助対象外経費〉は次のようなものです。

I	
項目	内
賞金・謝礼	謝金以外の花束・菓子代等、コンクールの審査員謝金、賞金、賞品代、内部講師(申込団
	体の構成員)にかかる謝礼
旅費	コンクールの審査員交通費、宿泊費
	航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)
手 数 料	入場券販売手数料、振込手数料、著作権使用料、マネージメント料、各種保険料
食 糧 費	飲食代(申込団体の構成員・ゲスト等全て)
会 議 費	会議、練習に伴う経費(会場費、指導料、旅費等。対象経費となったリハーサルを除く)
練習費	、パーティー開催経費
印刷費	入場券、記念写真
備品費	楽器購入費、美術作品購入費
日仕の運営に	○ 申込団体構成員にかかる経費(出演・出品料、謝礼、旅費、通信費)
│ 団体の運営に │ かかる経費	○ 事業終了後、団体に残るもの(衣装・楽器、美術作品、文房具、記録費)
77.77.01元頁	○ 事業終了後のお礼・報告にかかる経費

<sup>※</sup> 助成金交付申請日よりも前に執行した経費は、補助対象外となります。

#### Ⅲ 補助金額について

補助金の交付額は千円未満を切り捨てた額となります。

#### (1) 芸術文化団体部門

補助対象となる経費から入場料等収入を控除した額の<u>2分の1</u>以内の額で、<u>40万円を限度</u>とします。ただし、10年単位の周年記念事業など、団体活動、歴史的事象、施設開設の節目を記念する事業等(以下「周年記念事業等」という。)については60万円とします。(<u>補助金申込額が10万円未満の事業は対象となりません</u>ので御留意ください。)

#### (2) 若者文化活動部門

補助対象となる経費から入場料等収入を控除した額の $\underline{5}$ 分の $\underline{4}$ 以内の額で、 $\underline{4}$ 0万円を限度とします。ただし、周年記念事業等については $\underline{6}$ 0万円とします。

#### (3) 伝統芸能部門

補助対象となる経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額で、40万円を限度とします。ただし、周年記念事業等については60万円とします。

#### Ⅳ 補助金実地調査について

補助金を交付された団体について翌年度に補助対象事業に係る事務処理状況を実地検査しています。領収 証の原本、現金出納表、通帳、決算報告書、監査報告書等を確認し、事業の実施状況や事業効果を確認します。 対象となる団体には、文書で通知します。

# Ⅳ 助成事業採択申込書の提出

1 申込から交付までの流れ

※ が、申込者の行う手続きです。

4月1日(土)~ 4月14日(金) 締め切り (厳守)

○ 募集開始 申込受付開始は4月1日(土)です。

#### 助成事業採択申込書等の提出

〈提出書類〉

- 採択申込書
- 事業実施計画書
- ・団体の概要 (会員名簿・団体の規約等添付)
- 収支予算書
- 補助金実績調書
- ・採択申込チェックシート

〇 審査委員会の開催

4月下旬(予定) 〇 補助金の内示

採否にかかわらず通知します。 審査の進行によって通知が遅れることもあります。

#### 補助金交付申請書等の提出

5月上旬(予定)

事業実施

〇補助金交付決定通知

※事業に変更が生じた場合

事業変更承認申請

交付決定変更通知

#### 事業完了の日 から1ヶ月以内又は 3月31日のいずれ か早い日までに提出

#### 補助事業の実績報告書の提出

※提出書類に不備があった場合申請団体に問い合わせの上、書類を整えていただくことになります。そのため補助金交付まで時間がかかることがあります。

#### 〈提出書類〉

- 補助事業実績報告書
- 事業実績書
- 収支精算書
- · 実施記録資料(写真、印刷物等)
- ・収入及び支出を証明する書類等(現金出納表(様式指定)及び補助対象 経費に係る領収書のコピー等)
- ・事業実施時に会員に変更があった場合は、変更後の会員名簿
- ※補助金交付決定通知の際に実績報告書等の様式等について具体的に連絡します。

#### 請求書提出

※実績報告書に係る会計関係書類等の書類一式については、 5年間保存すること。

- ○事業の検査確認・補助金額の確定
- 〇補助金交付・団体名義の指定口座振り込み
- ※補助金は、事業実施前に支払うことはできません。

#### 2 申込書の提出に当たっての留意事項

- (1) 助成事業採択申込書等は、補助金交付対象事業等の採否審査に係る基本資料となりますので、十分検討のうえ提出してください。また、関係資料(前年度実績の資料等)があれば添付してください。
- (2) 実施計画書及び収支予算書については、実際に行う事業と内容、経費等に大きな違いが生じないように、十分精査して作成してください。
- (3) 補助金交付決定額が、<u>申込額どおりになるとは限らず、また、事業の内容等によっては不採択の場合も</u>ありますので、無理のない事業規模、自己財源の確保等に留意してください。
- (4) 10年単位の周年記念事業の申込団体は、「<u>前回の周年事業から今回までの発展の状況」について別紙</u>書類(A4用紙、文字数・行数自由)を提出してください。

#### 3 申込書の提出手続きについて

- (1)提出書類の作成方法
- ア 提出用紙は、この募集案内に綴じ込みの用紙をコピーして使用するか、県のホームページ「美の国あきたネット」から申込書等の様式をダウンロードして使用してください。

「美の国あきたネット」ホーム>部署別>観光文化スポーツ部>文化振興課>お知らせ・イベント >秋田県芸術文化振興基金助成事業 からダウンロードできます。

- イ 提出した書類については、記載内容に関して問い合わせをさせていただくことがありますので、必ず写しをとり、保管するようにしてください。
  - \* 記入例(①~⑤)を参照してください。

#### (2) 提出部数・受付期間・提出先

- ◎提出部数 各1部
- ◎受付期間 平成29年4月1日(土)から

平成29年4月14日(金)まで【必着】

(郵送等による送付か持参で提出願います。土日・祝日は休みです。)

◎提出先

〒010-8572 (県庁専用郵便番号:住所の記載は不要です。)

秋田県観光文化スポーツ部 文化振興課 調整・文化振興班

◎問い合わせ先 電 話:018-860-1530

メール: bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp



BumBun

(3) 補助金の内示及び補助金交付決定通知後の事務手続等については、それぞれの通知と併せて連絡します。

# 記入例 ①

## 秋田県芸術文化振興基金助成事業採択申込書

平成29年4月1日

※平成29年<u>4月1日から4月14日</u> までの提出する日付を記入してください。

(あて先) 秋田県知事

※法人にあっては事務所の所在地
住 所 〒010-0951
秋田市山王4-1-2(佐藤方)
※事務局等が個人宅の場合、方書を付けてください。

氏 名 (※団体名・代表職氏名を記入) あきた合唱友の会 会長 文化 花子 啣 (※会長の印、又は代表者の私印) (※○○会の印のみは不可)

平成29年度において、次のとおり助成事業を採択されるよう申し込みします。

- 1 補助金の名称 秋田県芸術文化振興基金補助金
- 2 補助事業の種類 秋田県芸術文化振興基金助成事業

( 芸術文化活動支援事業 )

※いずれかを記載

- ( 若者文化活動支援事業 )
- ( 伝統芸能後継者育成事業 )
- 3 補助金の申込額 112,000 円 (注:この数字は記入例の額です。) ※千円未満は切り捨てとなります。
- 4 補助事業の実施期間 平成29年7月10日から平成29年7月10日まで
  - ※ 公演、展示等を実施する日(本番の日)です。

(準備期間等は入りません。事業実施が2日以上にわたる場合は、その期間を記入してください。)

※ 平成29年4月1日から平成29年9月30日までの事業が対象です。

#### 記入例 ②-1 「芸術文化団体部門」(芸術文化活動支援事業)・

## 「伝統芸能部門」(伝統芸能後継者支援事業) に申込の場合

# 事業実施計画書

代表者職氏名「 会 長 文化 花子 」

事業名	第3回あきた合唱フェスティバル	団 体 名	あきた合唱友の会
実施場所	秋田県民会館大ホール	事業実施期間	平成29年7月10日 <i>※事業実施日</i>

①事業の趣旨 ※ 公演、演奏会、展覧会等事業の趣旨や目的、助成による効果等について記入してください。

ふだんそれぞれに活動している団体が、活動場所を超えて一堂に介し発表しあうことで、団体間の交流を 広げ、合唱技術の向上にも役立てる。合唱や音楽に対する県民の関心も高める。

- ②事業の内容 ※演目、曲目、舞台構成、主な出演団体(者)、主な展示作品、展示点数等について、具体 的に記入してください。別紙(プログラム)添付も可。
- ・出演団体は、市内の小・中・高等学校合唱部、混声合唱団□□□。(プログラム添付。)
- ③事業の企画について工夫したところ **※今回の事業の特徴を具体的に記入してください。** 今後も多くの人に参加してもらえるよう、フェスティバル記念曲を県出身作曲家に作曲依頼し、今回から 上演し、県民歌に次ぐ秋田の歌として歌い継いでいくことにした。
- ④出演·出品等予定者数

総数 80人(内訳:主催団体の構成員 30人 構成員以外 50人 公募 0人)

- ⑤入場予定者数 500人 ※出演者や係員等は含みません。
- ⑥入場料徴収(むる)・しない)←※ どちらかに○をし、以下の点について具体的に記入 ※入場料を徴収「す る」場合→「入場券発売の方法」・「入場予定者数確保の方法」 徴収「しない」場合→「入場料を徴収しない理由」・「入場予定者数確保の方法」
- ・ 県内各プレイガイド、楽器店、当事務局、会員でチケット販売を行う。
- 市内、県内外での広報を次のように積極的に行うとともに会員も近隣に働きかける。
- (7)広報予定先と主な広報予定手段

※事業の広報について「範囲」「手段」「期間または回数」を記入してください。

- ・市内→チラシ配布(市内各楽器店、市内各公民館、5月下旬より)
- ・県内→新聞広告(○○新聞、6月1回)、テレビスポット(○△局、7月1回)
- ・県内外→ホームページ掲載(5月中旬より)
- ⑧後援予定者等 〇〇市芸術文化協会(後援)、〇〇市教育委員会(後援名義使用申請中)
- ◎事業実施計画書の記載内容は、<u>採否に係る基本的な審査資料</u>となります。<u>事業の独自性や県民への波及効果</u>等について、十分検討のうえ、記入してください。
- ※次の団体は、別紙を添付してください。(A4サイズ、文字数・行数は自由です。)
- 10年単位の周年記念事業の申込団体→「前回の周年事業から今回までの発展の状況」について

<b>※4</b>	双入総額と支出総額は一致し	きす。		団体名	あきた合唱	友の会
	収入の部				支出の部	
	内 訳	今回予算額		Þ	引 訳	今回予算額
	入場料収入 (※単価及び枚数を明記)	100, 000	補	出演費 演出·文	ソリスト演奏料 @50, 000 円×2 人 芸費	100, 000
入	@200 円×500 枚		助		外部講師謝金 @50,000 円×1 人	50, 000
	広告料 (※印刷物等の広告で得る収入) @15,000円×1社	15, 000		宿泊費	t 28, 100 円×2 人 @6, 500 円 b×2人=13, 000	69, 200 (※宿泊費に朝・ 夕食等の飲食費 は含まれませ
等収入	その他の収入 (※市町村補助金、寄付金等) 市文化補助金 50,000円 寄付金 30,000	80, 000	経費	印刷費 (村舞台費)	スター・チラシ・プログラム) 照明委託料 会場使用料	50, 000 73, 080 78, 080
			補助対	小 著作権付 謝金(花 食糧費		420, 360 6, 870 15, 000 60, 000
	小 計 (イ) <b>己負担金</b> (ロ)	195, 000 252, 330	象外		入場 (※入場券の印刷費は 補助対象外です。)	44, 100
<b>秋</b>	田県芸術文化振興基金補助金申込額(ハ)	112, 000	経費	通信料 振込手数		12, 160 840 138, 970
収力	人総額 (イ) + (ロ) + (ハ)	559, 330		支出	総額 (A)+(B)	559, 330

※ 補助金申込額は、**補助対象経費(A)から入場料等収入(イ)を控除した額の2分の1以内の額で、** 10万円以上、40万円(ただし、10年単位の周年記念事業については60万円)を上限とします。

#### (※千円未満切り捨て)

上記例: (補助対象経費(A)420,360 円-入場料等収入(イ)195,000 円)×1/2

=112,680 円 → 千円未満切り捨て → 112,000 円

秋田県芸術文化振興基金補助金 申込額 112,000 円

(この112.000円が算定上の上限です。申込額は、これと同額でも少額でも構いません。)

- ①収支予算書の金額について、できる限り**単価・数量等の内訳を明記**してください。不明の場合は算定根拠を求める場合があります。
- ②申請時の予算額と実績報告の決算額に変動がある場合、補助金を減額することがあります。
- ③申請時の事業内容と実績報告時の事業内容に大きな変動があり、当初の趣旨で事業実施がなされなかったと判断される場合は、**交付を取り消す**こともあります。

☆ できる限り正確に記入してください。 ☆

#### 記入例 ②-2 「若者文化活動部門」(若者文化活動支援事業)に申込の場合

# 事業実施計画書

代表者職氏名「会長 千秋 友子」

事業名	レッツ・エンジョイ! 日本の音楽	団 体 名	あきた邦楽連盟
実施場所	ジョイナス	事業実施期間	平成29年8月6日※事業実施日

①事業の趣旨 ※ 公演、演奏会、展覧会等事業の趣旨や目的、助成による効果等について記入してください。

ふだん邦楽器にふれる機会がほとんどない子どもたちを対象に、邦楽器の演奏を聴いたり、実際に楽器に ふれたりすることを通して、日本古来の楽器や邦楽のよさを味わってもらいたい。

# ②事業の内容 ※ 演目、曲目、舞台構成、主な出演団体(者)、主な展示作品、展示点数等について、具体的に記入してください。別紙(プログラム)添付も可。

第1部は、会員による演奏。第2部は「チャレンジコーナー」と称し、楽器ごとのクラスに分かれ、楽器についてのレクチャーや簡単な旋律の演奏に親しむ。第3部は、第2部で習得した曲を子どもと講師が一緒に演奏する。

③事業の企画について工夫したところ ※ 今回の事業の特徴を具体的に記入してください。

参加した子どもたち全員が邦楽のよさを味わえるよう、講師の演奏だけでなく実際に楽器にふれる機会、 講師とともにステージ発表する機会を設けたこと。

④出演·出品等予定者数

総数 120人(内訳:主催団体の構成員 25人 構成員以外 5人 公募 90人)

⑤入場予定者数 100人 ※出演者や係員等は含みません。

- ⑥入場料徴収(��る〉しない)←※どちらかにOをし、以下の点について具体的に記入願います。
- ※「する」場合→「入場券発売の方法」「入場予定者数確保の方法」 「しない」場合→「入場料を徴収しない理由」「入場予定者数確保の方法」
- 県内各プレイガイド、楽器店、当事務局、会員でチケット販売を行う。
- ・ 市内、県内外での広報を次のように積極的に行うとともに会員も職場や知り合い、近隣等に働きかけ、 入場予定者数の確保に努める。

⑦広報予定先と主な広報予定手段

#### ※ 事業の広報について「範囲」「手段」「期間または回数」を記入してください。

- ・市内→チラシ配布(県内各楽器店、市内各公民館、6月中旬より)
- ・県内→チラシ配布(県内各楽器店、市町村役場、 6月中旬より) 新聞広告(○○新聞、7月1回)、テレビスポット(○△局、7月1回)
- ・県内外→ホームページ掲載(6月上旬より)

⑧後援予定者等 秋田県教育委員会(後援)

◎事業実施計画書の記載内容は、<u>採否に係る基本的な審査資料</u>となります。 <u>事業の独自性や県民への波及</u>効果等について、十分検討のうえ、記入してください。

<b>※</b> 4	※収入総額と支出総額は一致します。			団体名	あきた邦楽	建盟
	収入の部				支出の部	
	内 訳	今回予算額		Þ	引 訳	今回予算額
	入場料収入	50, 000		謝金		150, 000
	(※単価及び枚数を明記)		補	編曲料	♀ @40,000 円×2 人	
	参加料@500 円×100 枚			写譜料	ݙ@10,000円×2人	
入			助	会場係	系(案内等)賃金	
	その他の収入	150, 000			@5,000円×10人	
場	(※市町村補助金、寄付金等)		対	設営費立	:看板(大小)	42, 000
	企業協賛金			舞台費	音響・照明委託料	50, 500
料	@30,000 円×5 社		象	会場費:	会場使用料	40, 500
				印刷費は	ネスター・チラシ・プログラム)	80, 000
等			経	旅費		69, 200
				交通費	₹@28, 100 円×2 人	(※宿泊費に朝・夕
収			費	宿泊費	೬ @6,500円×1泊2人	食等の飲食費は含
						まれません。)
入				小	計 (A)	432, 200
			補	著作権包	 使用料	11, 280
			助		<b>場</b> (※入場券の印刷費は	20, 000
			対		補助対象外です。)	
	小 計 (イ)	200, 000	象	通信料		44, 100
自己	(ロ)	123, 420	外	振込手数	大料	840
	3県芸術文化振興基金補助金	185, 000	経			
	申 込 額 (ハ)		費			
	,					
				小	計 (B)	76, 220
4	又入総額(イ)+(ロ)	508, 420		支出系	稔額 (A)+(B)	508, 420

※ 補助金申込額は、<u>補助対象経費(A)から入場料等収入(イ)を控除した額の5分の4以内の額で、</u> 40万円(ただし、10年単位の周年記念事業については60万円)を上限とします。(※千円未満切り捨て)

上記例: ( 補助対象経費(A) 432,200 円 - 入場料等収入(イ) 200,000 円) ×4/5

= 185,760 円 → 千円未満切り捨て → 185,000 円

秋田県芸術文化振興基金補助金 申込額

185, 000

(この185,000円が算定上の上限です。申込額は、これと同額でも少額でも構いません。)

①収支予算書の金額について、できる限り**単価・数量等の内訳を明記**してください。不明の場合は算定根拠を求める場合があります。

- ②申請時の予算額と実績報告の決算額に変動がある場合、補助金を減額することがあります。
- ③申請時の事業内容と実績報告時の事業内容に大きな変動があり、当初の趣旨で事業実施がなされなかった と判断される場合は、**交付を取り消す**こともあります。

☆ できる限り正確に記入してください。 ☆

# 記入例③ ※前年度に事業がない場合、「本年度予算額」欄のみ記載してください。

(「前年度予算額」「差引増減」欄への記載は、不要です。)

収支予算書

収入の部 (単位:円)

<b>□</b> /\	本年度	前年度	差引	増 減	4× 44
区 分	予算額	予算額	増	減	摘 要
入場料収入	50, 000	20, 000	30, 000		500 円×100 人
企業協賛金	150, 000	0	150, 000		
自己負担金	123, 420	308, 000		184, 580	
秋田県芸術文化振興基金	185, 000	0	185, 000		
補助金申請額					
計	508, 420	328, 000	365, 000	184, 580	

支出の部 (単位:円)

E /	本年度	前年度	差引	増 減	摘要
区 分	予算額	予算額	増	減	
編曲料	80, 000	0	80, 000		
写譜料	20, 000	0	20, 000		
会場係(案内等)賃金	50, 000	20, 000	30, 000		
看板	42, 000	35, 000	7, 000		
音響・照明委託料	50, 500	50, 500	0		
会場使用料	40, 500	90, 260		49, 760	
交通費	56, 200	28, 100	28, 100		
宿泊費	13, 000	0	13, 000		
著作権使用料	11, 280	6, 400	4, 880		
印刷費ぱスター・チラシ・フロクラム	80, 000	35, 000	45, 000		
印刷費(从器)	20, 000	50, 000		30, 000	
通信料	44, 100	11, 900	32, 200		
振込手数料	840	840	0		
計	508, 420	328, 000	260, 180	79, 760	

※同年度において、<u>収入の合計額と支出の合計額は一致</u>します。

Ţ

団 体 名 秋田合唱友の会 ※ 助成事業採収申込事と同じ

団体の概要(平成29年4月現在)

寸	体の概	要(平成29年	年4月現在	E)			※ 助	<i>或事業採択申</i>	込書と同じ
E	団体設立年月	平成	23年4月						
組	構成員数 <b>※申請時</b> の人数	※若者文化活	員・団員)名	業は、4	0歳未満			号事業の場合(	<b>は構成員の年齢の</b>
織	主な役職員 <b>※ 主な役職</b> を記入	副会長	<b>舌動支援事</b>	- □ 太郎 <b>業は、各</b>	会	i部長 オ 計 山 <b>年齢を、</b>	王 次	(郎	書きすること。
沿革	平成23年 平成26年	<b>設立年からの</b> 4月 設立 10月30日 1 10月16日 1	第1回あき/	た合唱フ	ェスティル	い開催			
活動の様	・毎月第2・4土曜日に公開練習をし、興味のある人の参加を促している。 動・月に一度、老人ホーム・病院等での訪問活動や、公的施設でのライブ活動を行い、交流を図っている。								
	活 動								
演・展示等実	団体が自ら 主催した公 演・展示・ 大会等の事 業及び入場 者数	事業名	入場者数	事 第 1 回 唱フェス ル		入場者数 450人	第2[	事業名 回 <b>あきた合</b> ェスティバ	入場者数 480人
	₽3女+11 / 1. <del>1</del> ★	00 00	番		00) 00-00 awt13		FAX 番号 ne.jp	(OOO) 000-C	0000

<sup>\*</sup>団体の規約等を添付すること。

<sup>※</sup> 緊急におたずねすることもあります。確実に連絡がとれるよう、連絡先を2カ所にしたり、携帯電話 番号やメールアドレス等をお知らせくださるようお願いします。

# 記入例 ⑤

\*「芸術文化団体部門」、「若者文化活動部門」、「伝統芸能部門」にかかわらず、全ての申込団体が記入してください。

補助金実績調書

国体友	秋田合唱友の会	
団体名	秋田古唱及の云	

1 秋田県芸術文化振興基金補助金(既存の芸術文化活動支援事業による補助金)の交付実績の有無について

これまでに、この補助金を受けたことがありますか?

(該当する番号に○をしてください。)

1 ある

2 ない

#### 2 これまでの実績について

「1 ある」に○をした団体は、以下の該当する項目について記入をお願いします。

<u> 「I める」</u>	にしをした団体は、以下の該目する項目について記入をわ	限いしより。
年度	事業名	補助金額
平成20年度		
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度	第1回あきた合唱フェスティバル	120, 000
平成28年度	第2回あきた合唱フェスティバル	100, 000

# 秋田県芸術文化振興基金助成事業採択申込書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 〒

氏 名 ⑩

平成29年度において、次のとおり助成事業を採択されるよう申し込みします。

- 1 補助金の名称 秋田県芸術文化振興基金補助金
- 2 補助事業の種類 秋田県芸術文化振興基金助成事業 (
- 3 補助金の申込額 円
- 4 補助事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

# 事業実施計画書

代表	長者職日	名「

事業名	団体名
実施場所	事業実施期間
①事業の趣旨	
②事業の内容	
③事業の企画について工夫したところ	
④出演・出品等予定者数	
	員 人、構成員以外 人、公募 人)
⑤入場予定者数	
⑦ 広報予定先と主な広報予定手段	
⑧ 後援予定者等	

\*10年単位の周年記念事業申込団体は、前回の周年事業から今回までの発展の状況に係る資料を添付すること。 (P8参照)

# ⑨収支予算積算内訳

			団体名			
収入の部				支 出	の部	
内 訳	今回予算額		内	訳		今回予算額
入		補				
場		助				
料		対				
等		象				
収		経				
入		費				
				⇒1 (	. \	
	-		小	計 (4	4)	
		<del>4.</del>				
		補品				
		助				
		対免				
		象				
		外口				
小 計 (イ)		経費				
自己負担金 (口)		頂				
秋田県芸術文化振興基金補助金						
申 込 額 (ハ)						
サ 心 領 ソリ		-			,	
			小	計 (I		
収入総額 (イ) + (ロ) + (ハ)			支出総額	(A)+(B	)	

人総額 (イ) + (ロ) + (ノ	``)	文出総		
補助金申込額			円(※千円未満切り者	舎て)

# 収支予算書

- 収入の部 (単位:円)

□ /\	本年度	前年度	差引	増減	
区分	予算額	予算額	増	減	摘 要
31					
計					

支出の部 (単位:円)

	本年度	前年度	差引増減		摘要
区 分	予算額	予算額	増	減	
計					

[7]	件り版	L 安 (平成29)	牛 月現在)	団(	本名			
4	日体設立年月		年					
	構成員数		名	(うち	40歳未	満	名)	
組織	主な 役職員							
小中文	文城員							
沿								
革								
活動								
の 様								
子								
今 後								
の 活								
動								
公	区分	平成26			成27年度			<b>戈</b> 28年度
	団体が自ら 主催した	事業名	入場者数	事業名	5 入	、場者数	事業名	入場者数
展	公演・展示							
	・大会等の 事業及び入							
実	場者数							
績			雷	話			AX	
事	務担当者			:号			番号	
	氏 名		<u> </u>	<i>い</i> アト゛レス				
			[ / , /	71 77				

## 補助金実績調書

団体名		
<u> </u>		

1 秋田県芸術文化振興基金補助金(既存の芸術文化活動支援事業による補助金)の交付実績の有無について

これまでに、この補助金を受けたことがありますか? (該当する番号に○をしてください。)

1 ある 2 ない

2 これまでの実績について

「1 ある」に○をした団体は、以下の該当する項目について記入をお願いします。

<u> </u>	に○をした団体は、以下の該当する項目について記	に八とわ願いしより。
年 度	事業名	補助金額
平成20年度		
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		

\*「芸術文化活動支援事業」、「若者文化活動支援事業」、「伝統芸能後継者支援事業」にかかわらず、<u>全ての</u> <u>申込団体が記入</u>してください。

# 秋田県芸術文化振興基金助成事業 採択申込書チェックシート

事業名\_\_\_\_\_\_

団体名

募集案内の記入例を参照のうえ、作成した提出書類に不備等がないことを□欄にチェックを入れ、最終確認
してください。この用紙は、申込書と一緒に提出してください。
★ 提出書類について
□ 団体の定款、規約・会則等を添付しましたか。
□ 団体の構成員(会員・団員等)名簿を添付しましたか。
□ 若者文化活動支援事業として申込する場合、構成員(会員・団員等)の年齢がわかる資料を添付しました
$\dot{\sigma}_{\circ}$
□ 10年単位の周年記念事業として申込する場合、前回の周年事業から今回までの発展の状況についての資
料(A4サイズ)を添付しましたか。
★ 助成事業採択申込書について
□ 日付は、平成29年4月1日以降になっていますか。
□ 団体名に記入している団体が主催者ですか。
□ 代表者の印が押されていますか。
□ 補助金の申込額について、千円未満を切り捨てましたか。
□ 芸術文化活動支援事業の申請の場合、補助金の申込額が10万円未満になっていませんか。
□ 補助事業の実施期間が平成29年4月1日から平成29年9月30日までの期間内になっていますか。
★ 事業実施計画書について
□ 審査委員会における審査資料になるものですが、事業の趣旨・内容等が充分理解できるものになっていま
すか。(記入漏れはありませんか。)
★ 収支予算積算内訳について
□ 入場料等収入について、単価及び数量等の内訳を記入しましたか。金額等については充分精査しましたか。
□ 補助対象経費に、団体構成員に係る出演料、謝金、旅費、宿泊費等が含まれていませんか。
□ 補助対象経費に含まれている衣装費はレンタルするものですか。
□ 補助対象経費に、事業終了後に団体に残る衣装代、文房具等の消耗品費、写真やDVD等の記録に要する
経費等が含まれていませんか。
□ 補助対象経費に、入場券の印刷代が含まれていませんか。
□ 美術・文芸分野の事業や周年記念事業及び伝統芸能後継者支援事業以外の事業の場合、補助対象経費に通
信費(郵送料等)が含まれていませんか。
□ 補助対象経費(宿泊費)に、朝・夕食代等の飲食費が含まれていませんか。
□ 補助対象経費(リハーサルの会場費)に、リハーサル1回分以外の会場使用料等が含まれていませんか。
□ 補助対象経費に、上記経費のほか、募集案内(P4)に掲げる補助対象外経費が含まれていませんか。
□ 収入総額と支出総額は一致していますか。
★ 収支予算積書について
□ 前年度も事業を実施した場合は前年度予算を記入し、本年度予算との増減額について分析し精査しました
か。収入の部と支出の部の計の額は一致していますか。
<b>★</b> その他
□ 補助金の支払いは事業終了後であることや、実績報告書には現金出納表や領収証の写しを添付すること、
実績報告に係る会計関係書類等を5年間保存することなど、事業全体のスケジュールや事務手続について理解
しましたか。(募集案内P5参照)
□ 控えとして、申込書の写しを取りましたか。(必ず保管してください。)